

「行者」とその依頼者・信者

——山形県米沢市の事例をもとに——

徳野崇行

一、はじめに

本稿は山形県米沢市の法仁道という講的組織に注目し、当該組織で信者名簿として活用されている「御申込受付用紙」^①という資料から、依頼者・信者の地理的な分布状況、年齢、依頼内容を把握し、その後「ホトケダシ」と呼ばれる口寄せの儀礼でのホトケと依頼者との具体的な対話から、依頼者が法仁道の災因論や先祖觀を身につけ、継続的な関係をもつ信者となっていく要因に関して若干の考察を試みるものである。

法仁道やその指導者であるS・Tのライフヒストリーに関しては既に別稿で詳しく論じているので、ここでは若干の説明にとどめたい。S・Tは一九四三年に出生し、母親の大病を契機として山形県山形市を本拠とする妙法道という新宗教教団に所属していたが、五四歳の時に脱退し、現在は既成仏教教団の僧籍を取得して、米沢市の小規模な道場を中心に活動している。彼は写経会や盂蘭盆供養祭、万灯供養祭といつ

た仏教的な年中行事を行なう一方、「ホトケダシ」という先祖の靈を降ろす託宣儀礼も行なっている。彼は仏僧でありながら巫者性をも具えた人物であり、「行者」的な宗教者と見てよいだろう。

本稿においてS・Tを取り巻く人々を「依頼者」、「信者」としたのは、前者を苦惱にみまわれた時にのみ相談に訪れるような人物として、後者をホトケダシを継続的に行なったり、多様な年中行事に参加し、法仁道へ積極的に関与しようとする人物として理念的に大別できると考えたからである。

信者名簿を用いて民間宗教者を求める人々の全体像を量的に把握しようとするアプローチは、巫者研究で既にいくつか成果がある。これらの中でも主な論点となつたのは、依頼内容や信者の年齢構成、居住地の地理的な分布状況や、巫者への信仰のレディネスを習得していく過程である。^②また、入信動機を研究対象とし、その成果が著しい領域と言えば、新宗教研究であろう。本稿では、剥奪理論といった新宗教研究の知見も参考しつつ、考察していきたい。

方法論に関して言うならば、「仏教」を經典、論書などのテキストの緻密な分析による思想、理念の究明といったスタンスではなく、コンテキストにおける儀礼への参与観察、および当該組織の名簿を用いて、一般生活者における「仏教」を行者とその信者間の宗教的営為から浮き彫りにしようとするものである。前者のような思想、理念への研究に比べ、後者のような「仏教」の実践や民俗化した側面に焦点を当てた研究は少ない、といった指摘がなされて久しいが⁽⁴⁾、この領域では近年まで多くの蓄積がある⁽⁵⁾。本稿ではこうした研究の中でも、長谷部八朗によつて提唱された「行者仏教」という観点から考察を試みたい。⁽⁶⁾

二、「御申込受付用紙」から見た依頼者・信者

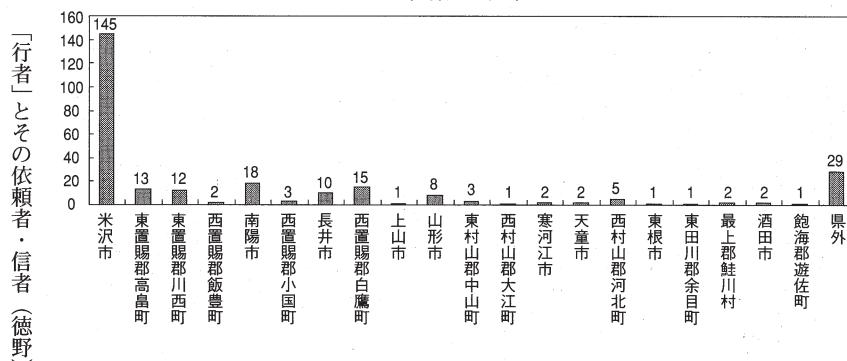
まずはじめに法仁道の依頼者・信者の実態について見ていく。法仁道では、依頼者が訪れるたままで「御申込受付用紙」と呼ばれる紙が手渡され、自分の氏名、住所、家族構成、生年月日、依頼内容などを記入する。そのため、この用紙は当該組織において信者名簿としての役割も果たしている。これを主な資料とし、依頼者、信者の地理的な分布状況、年齢、依頼内容について見ていく。なお、本稿で資料としたのは、二〇〇四年一月四日から二〇〇五年二月三日までの一年間分である。

二一一、依頼者・信者の居住地、年齢、依頼回数との内容御申込受付用紙の総数は二七六世帯分あり、依頼者の居住地はグラフ1のようになつてゐる。法仁道の道場が所在する米沢市内が一四五世帯と過半数を占め、米沢市を除いた山形県内では一〇二世帯あり、特に県南部に集中してゐる。また少數はあるが、酒田市、遊佐町、余目町、鮭川村などの県北部の依頼者もいる。県外では、福島県、秋田県、宮城県といつた東北地方に分布する一方、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都といつた関東地方にまで広まつてゐる。依頼者の話によれば、県外への広範囲な分布の要因には、勤務地の遠方化や通婚圏の拡大があるという。

依頼者の年齢層を見ると（グラフ2）、60代が最も多く、次いで50代、40代と70代の順になつており、年配の依頼者、信者が大半を占めている。ただし、氏名欄には一名分の記入欄しかなく、何名かで來ていても代表者のみが記入されるため、実際の年齢よりも数値が高くなつてゐることは注意する必要がある。儀式の参加者には、夫婦、姑と嫁、親子といった組み合わせもしばしば見受けられ、20代、30代の若い世代の依頼者数は、このグラフの数値よりも実際は多いと言える。また、依頼者が嫁や子供を伴つて儀式に参加する場合も多く、これらはホトケとの対話や供養の方法を次の世代に継承する契機となつてゐる。

グラフ1 依頼者の居住地

総数276世帯

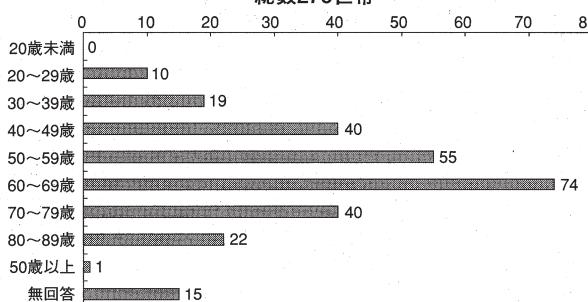


「行者」とその依頼者・信者（徳野）

法仁道に寄せられる年間の依頼総数は全部で八七八回、一日平均二、三世帯が道場を訪れていることになり、一世帯平均では年間3・18回となる。年に1度だけ訪れる世帯が最も多く（グラフ3）、一一世帯と全体の39・9%を占めており、回数が増加するにつれて世帯数が減少する傾向にある。法仁道では、災因となる土地や水廻りの継続的な清めを必要とするため、毎月、隔月で地祭という清めの儀礼を行なう信者もあり、12回以上との回答が六

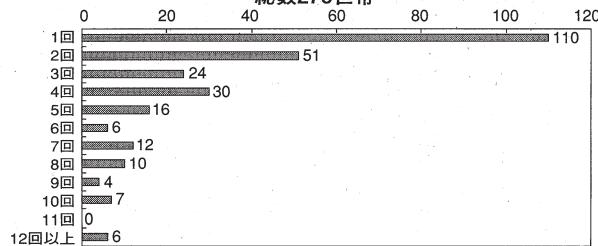
グラフ2 依頼者の年齢

総数276世帯



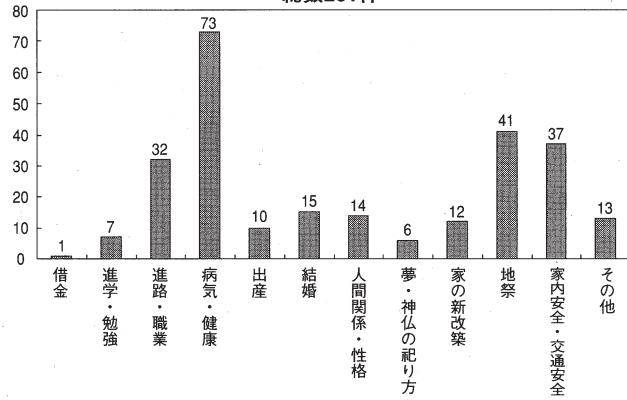
グラフ3 依頼回数

総数276世帯



世帯あるのはそのためである。これらの結果から、地祭を継続的に依頼するような強い結びつきを持つ信者集団がある一方、苦悩に直面した時にのみ訪れるような依頼者集団があり、法仁道はこの両者によって構成されていることが分かる。依頼内容が明記された用紙は一六〇世帯分あり、依頼内容

グラフ4 依頼内容
総数261件



の総数は二六一件であつた（グラフ4）。その中で最も多かつたのは、病気・健康に関する相談で七三件（28.0%）、次いで地祭が四一件（15.7%）、家内安全・交通安全が三七件（14.2%）、進路・職業が三二件（12.3%）、結婚が一五件（5.7%）の順となつてゐる。病気に関する相談が多いという結果（^⑧）は、巫者の依頼者を対象とした調査と同様である。法仁道で掲載された信者の体験談で語られる入信の主な契機は、自分あるいは家族の病気であり、この結果と符合する。

表1 年代別の依頼内容

	借金	進学 勉強	進路 職業	病気 健康	出産	結婚	人間関係 性格	夢・神仮の祀り方	家の 新改築	地祭	家内 安全 交通安全	その他	合計
20代	0	0	1 (16.7%)	2 (33.3%)	1 (16.7%)	2 (33.3%)	0	0	0	0	0	0	6 (100%)
30代	0	0	4 (16.7%)	8 (33.3%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	0	1 (4.2%)	2 (8.3%)	2 (8.3%)	1 (4.2%)	24 (100%)
40代	0	2 (4.3%)	7 (15.2%)	13 (28.3%)	0	3 (6.5%)	6 (13.0%)	0	3 (6.5%)	2 (4.3%)	7 (15.2%)	3 (6.5%)	46 (100%)
50代	1 (1.6%)	3 (4.7%)	9 (14.1%)	14 (21.9%)	1 (1.6%)	6 (9.4%)	2 (3.1%)	1 (1.6%)	1 (4.7%)	3 (7.1%)	14 (21.9%)	7 (10.9%)	64 (100%)
60代	0	1 (1.6%)	9 (14.1%)	11 (17.2%)	2 (3.1%)	1 (1.6%)	3 (4.7%)	3 (4.7%)	3 (4.7%)	3 (7.1%)	14 (21.9%)	4 (20.3%)	64 (100%)
70代	0	1 (3.4%)	0	11 (37.9%)	0	0	1 (3.4%)	2 (6.9%)	1 (3.4%)	1 (7.1%)	5 (17.2%)	2 (20.7%)	29 (100%)
80代	0	0	0	6 (42.9%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	0	1 (7.1%)	4 (28.6%)	1 (7.1%)	0 (100%)

こうした「貧・病・争」といった深刻な悩みや苦しみ（剥奪感）の体験が新宗教への入信動機として、しばしば指摘されているが、これらを法仁道の依頼内容に当てはめるならば、「借金」「進路・就職」は貧（経済的剥奪）に、「病気・健康」「出産」は病（肉体的剥奪）に、「人間関係・性格」は争（関係的剥奪）に該当すると考えられ、新宗教の入信動機と法仁道の依頼内容は概ね同じ状況にあると言え、「貧・病・争」が現代においてもなお、人々を信仰へと水路付ける根強い動機となつていることが確認できる。

年代別の依頼内容を見

てみると、いずれの年代においても病気・健康の割合が高く

(表1)、高齢になるにつれ「地祭」「家内安全・交通安全」

が増加する傾向にある。この結果から、当初は病気、職業や進路、人間関係に関する悩みの相談を契機として法仁道を訪れるが、土地神、方位神を中心とする災因論に精通していく中で、その災因を解消する「地祭」を行い、厄災の予防的措置として「家内安全・交通安全」を依頼するようになつていくという依頼者・信者像が窺われる。

二一二、「御申込受付用紙」の具体的な記載

続いて御申込受付用紙の依頼内容への具体的な記載を見ていただきたい。事例1から事例7はその一部であるが、これらの記述の中で興味をひくのは、依頼者が病気や不幸の原因を法仁道を訪れる以前に推測していることである。

事例1 (男性)

68歳

「主人が進行性筋萎縮症といわれて入院生活していますが、まだはつきりとした原因がわからないそうです。3年前に母が亡くなつたのと何か関係があるのでしょうか。」

事例2 (女性)

71歳

「体の具合が良くなくて病院ではどこも悪くないと言われ何かさわっているかどうか見ていただきたくて来ました。」

「行者」とその依頼者・信者(徳野)

2年位前から心臓が良くない。」

事例3 (男性) 70歳

「次々に病人が出る為何かあるのか見ていただきたい。敷地内にあるほこらの祀り方をおしえて頂きたい(三宝荒神)。」

事例4 (男性) 66歳

「自宅より一〇〇メートル位、離れた所の土を取り、木を二〇本位切つた。となりの(裏の家)方も三本位切つたら家族の体調が悪くなつた。」

事例5 (女性) 年齢不明

「孫達が病気で医者に見てもらつていますが次々と色々な病気になつて、なかなか治らないです。耳鼻、皮膚、かぜをひきやすい。へそが出てきた。」

事例6 (男性) 51歳

「妻、1週間前頭痛がひどく、病院に行きCTをとりましたが、異常がないとのことですが、未だに頭痛がひどく、1日も早く治るよう、よろしくお守り願います。」

事例7 (女性) 55歳

「2ヶ月位前に母の夢を見たので、なぜなのか知りたく、気になつてお聞きしたいです。それから私と夫の先ゆきを知りたいです。今年7月に家うつりをした、とたんに夫の仕事がリストラになり、今現在仕事がみつからず、収入も

なく生活苦になつており、こんな状況になる前に母親の夢を見たものですから、何かさわりでもあるのか。」

事例 1 から 6 は病気の、事例 7 は夫の失職に関する相談であるが、これらの記入から家族に病気が併発したり、体調不良が病気と診断されなかつた場合に法仁道へ相談に訪れていたことが看取される。また、依頼者自身が病因を何かの障り、祟りではないかと予測、解釈を法仁道を訪れる以前に持つていることは注目に値するであろう。事例 1 では亡くなつた近親者が、事例 3 では三宝荒神が病気と関連付けて解釈されている。つまり、依頼者は法仁道を訪れる以前から既にこうした超自然的存在の障り、祟りを中心とする民俗宗教の典型的な災因論の知識をある程度、身につけているのである。

それに対し、古参の信者は、依頼内容を具体的に書き込むことは少なく、「地祭」とのみ記入する場合が多い。地祭は

土地を清める儀礼で、道場の須弥壇に米、酒、野菜、果物、清められた砂、塩、梵天（御幣）、スルメを供え、S・T が

『消災妙吉祥陀羅尼』『三宝荒神呪』、『仏說聖不動經』、『仏說聖不動經南無三十六童子』などの經典を読誦し、その後、土地神の障りには、「土地神三十六金神様、知らず識らずに犯したる罪けがれ一切をお許し下さい」と、水の神の場合には、「御水神水波能女の命様知らず識らずに犯したる罪とがの一

切をお許し下さい」と祭文を唱える。儀礼の最終部で光明真言を唱えながらトランクス状態に入るとホトケが降り、ホトケダシの儀礼に移る。

ホトケは一人称で語り始め、まずは自らの名前を名乗り、心当たりのある依頼者が前に出て対話を始める。憑依したホトケは災因を託宣するが、その多くは八将神などのよう方位神、あるいは土地神、水神の障りに求められる。例えば、自宅にある便所や風呂、台所のような水廻りが鬼門の方角に所在している場合や、拝まずに池を埋め、樹木を伐採した時に神が障るとされる。この障りを解消するために依頼者・信者は、地祭に付随するホトケダシの中でホトケによる災因の託宣を受け、地祭を行い、これらの場所を清めて神の許しを請う。すなわち、こうした依頼者がもともと身につけている多様な解釈は、方位神、土地神、水神にほぼ一元化されるのである。

三、ホトケの語り

では、ホトケダシの具体相を見ていくたい。事例 8 は、先述した方位神・土地神・水神を災因とするホトケの託宣の一部を、事例 9 は、「供養」の多様な意味付けをする語りの一部を抜粋したものである。

事例 8 (男性 73歳)

この事例は、法仁道の古参の信者のものである。義理の叔父のホトケがS・Tに憑依し、信者が土蔵の東南にある杉の樹を掃らつて良いかどうかを相談すると、以下のような注意を告げた。

信者

「まあ、少しほら、枝を掃つて。上方の伸びてる点を少し摘めるわけですね。」

S・T「だけじもな。おまえのな、本命的殺な、年かつて、お前六白の金だべ。」

信者 「うん」

S・T「六白金星は東南は本命的殺当るさげよ。んだがら、終わつたらば、後始末としてちゃんと後の祭りをすれば、いいほど。本命、本命的殺つていう大金神様が居たりすつときはな、後もちゃんと清めれば、大難なししてなつてゐるさげして、そうすればいいがんべつちやや。」

この事例は信者が何らかの災厄に見舞われて、相談に訪れたというものではなく、災因と成りうる伐木に関してホトケに相談しているものである。ここでホトケは、信者の九星が六白金星に該当しているため、東南の方角が本命的殺に当た

るけれども清めれば良い、との託宣を下している。このように法仁道でホトケは易学的な知識を用いて、生者に具体的な災因を告げる所以である。

口寄せという儀礼において、憑依した死者が災因を託宣するという形態は、「イタコ」、「イチコ」などの口寄せ巫女や「カミサマ」などの巫者にはあまり見られず、むしろ死者は災因として説かれる場合が多い。不遇の運命を辿つた死者は自らの境遇を生者に知らせようと病氣や不幸を起こし、生者がこれを感得し、供養しなければならないとされる。こうした巫者の先祖觀と法仁道のそれとの相違を看過してはならない。法仁道のホトケダシの中でも、非業の死を遂げた死者が災因として語られることがあるが、ホトケの多くは生者を守護する存在である。そして、この守護神的な先祖觀は、葬儀を活動の中核に据える菩提寺で説かれる先祖觀に近い。浮かばれず、人々に障りをもたらすという巫者の先祖觀は、死者の供養を主な役割とし、葬儀や年忌法要という儀礼を行う菩提寺で醸成される穏和な先祖のイメージとは対照的であり、供養を巡る仏僧と巫者とのコンフリクトを惹起させてしまう契機をつくる場合がある。巫者性をもちながらも、菩提寺に近い守護神的な法仁道の先祖觀は、S・Tの仏僧としての側面が強調され、依頼者と法仁道との継続的な信仰を促し、他の僧侶たちとの協調を可能にする素地となつてゐる。法仁道

では、年に二度大祭を催しているが、これらの儀礼には既成仏教教団の仏僧が一〇名前後招かれ、儀式を執行している。こうした仏僧との結びつきを可能にしている一つの要因として、法仁道と菩提寺との先祖觀の近似性があると考えられ、この生者を守護し、多様な祈願の対象となるような先祖觀は、現代の遺影を巡る習俗とも共通している。

事例9 （女性 63歳）

①依頼者の夫のホトケの語り

「お前達の家庭をみんなにまけんで、楽しく、明るくすん

のがホトケ供養だ」

「これから的事に対し精進してもらえば、俺はなもつともつといいとこさ上がつていぐ。悪かつたな、悪かつたつて言われれば、三途の川を行つていいもんだか、わるいもんだか、わがなんねぐなんべ。：死んでから後悔、ああすればよかつたなんだかんだつて言えば、この三途の川、俺ら渡らんね。後ろ髪引かれるから」

②依頼者の義母のホトケの語り
「だまがさつてもいいから、だまがさつても一生懸命で、な、うん。みんなと仲良くする気持ちねえと、仏壇買つてけつちやから成仏するわけでもねえ、お墓建ててけつちや

から成仏するわけでもねえ。お前達がなあ、みんなに尊敬される、信頼される人間になれば、金使わなくともホトケ様は立派なホトケ様になんなんだ」

「お前達の生き方次第でな、いいホトケになつたりな、地獄さ落とさつたりするのが、ホトケ様よ。：お前達が立派に生きてれば成仏する。なあ、生きボトケ次第でいぐなり、わるぐなつたりするのがホトケさまの世界だ」「金使つてホトケ供養してもなんにもなんねえことを、お前達の心を正すのが一番、ホトケ様が成仏する近道だ」

これらのホトケの語りから、ホトケは自らの供養・成仏を、金錢をかけた仏壇や墓の設置ではなく、生きボトケ（生者）の倫理性とその生き方に結びつけていることがわかる。家庭円満、精進、他者との調和・信頼という倫理性を具えることこそが供養であり、それならくして成仏はあり得ないとする。このように供養は死者の冥福を祈る営みという意味だけではなく、人格の陶冶を志向する倫理的・道徳的側面の成長、向上として意味付けられているのである。

また、ホトケダシは複数の依頼者・信者を対象として同時に行われるため、ホトケへの相談内容は他の信者にも知られてしまう。このホトケダシの公開性は、貧・病・争が主な依頼動機である法仁道という環境において、苦悩を抱えている

のは自分だけでないという苦の相対化をもたらし、信者同士の絆を結ぶ契機となつてゐると考えられる。儀礼を終えた信者たちが託宣したホトケに塔婆を供える慣行が法仁道には見られるが、この際、塔婆に供養対象者や施主の名前を記入する間に、信者同士が会話する光景がしばしば見られ、多様なコミュニケーションの場となつてゐる。こうした日常的に行われている儀礼に限らず、一五〇名前後の信者が集まる大祭でもホトケダシは大衆の面前で行われ、ホトケダシの公開性という側面は一層端的に表れてゐる。

では、統いてホトケへの謝意・返礼について見てみたい。法仁道を訪れる信者の多くは、ホトケダシがはじまると相談事の前に、日頃のホトケたちの守護に対し、「ありがとうございます」という謝意を述べる光景がよく見られる。御申込受付用紙の回答欄には次のような記述があつた。

事例 10 (女性 58 歳)

「主人の一周年忌も終わり、無事に落着いた生活にやっと戻りつつあり、お父さんに感謝のお礼と子の結婚がいつごろになるか、来年も無事に暮らせる様に家内安全、健康管理をお願いしたい。」

この記述は、依頼者が故人へのお礼と結婚に関する託宣を求める内容となつてゐる。先にも述べたように、法仁道において先祖は生者に災因を教え、守護する存在であるが、ホトケダシという儀礼を通して病氣や苦難を克服し、倫理的、道徳的側面の向上としての供養を実践する信者にとって、先祖の守護のリアリティは強く感じられるようになり、日常の生活を過ごせること自体が先祖による守護の賜物として解釈されるのであろう。こうした経過の中で、自らと関係を有するホトケに対する感謝の感覚が涵養されているのである。

四、考察

以上、山形県米沢市で活動する法仁道という教団の「御申込受付用紙」から依頼者、信者の居住地の分布状況、年齢、依頼内容を把握し、ホトケダシの具体相から信者化を促す要因に關して考察した。

ここには行者仏教の特色がよく現れていると言える。先に述べたように、依頼者は法仁道を訪れる際、厄災の原因が死者をはじめとする超自然的存在の障り、祟りではないかとう予測、解釈を持つてゐる。神道的な神や先祖の障り、祟りを災因として語ることは、巫者をはじめとして日本の民俗宗教に見られる典型的な災因論であり、現代においてもなお、こうした災因論が根強いことが法仁道の依頼者から窺い知れ

る。また、依頼者の相談内容の多くは、「貧・病・争」に関する事柄であり、こうした剥奪感が今日においてもなお、S・Tのような宗教者を頼る動機となつてゐる。

こうした動機のもとに法仁道を訪れた依頼者は先祖の託宣を通じて、八将神などの方位神、土地神、水神に元化された災因論を受容し、その解消を神への謝罪と清め、先祖供養によつて試みる。つまり行者は依頼者が持つてゐる典型的な民俗宗教の災因論を足がかりにしつつ、口寄せを通して先祖を介在させ、さらには供養・成仏を人格の向上という菩提寺とは異なる意味付けをすることで、信者自身の主体的な実践の道を開いてゐる。信者は地祭を行い、ホトケダシを通して先祖を供養していくことで、苦悩の解決と人格的成长を目指し、継続的な関係を有する信者となつていく。

法仁道では、S・Tの他に年中行事などで儀式の運営に携わる「行者」と呼ばれる男性信者がおり、彼らは読経はもどより、年に二度ある大祭などで一般信者に対して病氣平癒、身体堅固を願い、加持祈祷を行ふ。彼らの中には、毎夜S・Tが信者の健康を祈願するために執行される読経会に参加する者もあり、法仁道において読経は「行」の最たるものとして位置付けられてゐる。この行者たちをモデルとして信者は多様な供養を実践し、その中で先祖の守護のアリアティを強く感じるようになり、供養は法仁道という組織を超えて、自宅

や菩提寺で積極的に先祖供養をするようになると考えられる。こうして、行者は既成仏教と民俗宗教との架橋的役割を果たしているのである。

法仁道という講組織から現代の「行者仏教」の一端を見てきたが、このような「供養」「成仏」の意味付けがどれだけ他の行者に見られるのか、一般生活者の不幸、苦悩が「仏教」という思想体系のどのような論理を駆使して日常的に説明されているのか、といった問題や巫者の救済の論理との比較、そして、信者の生活史からの考察なども課題として上げられるが、これらは稿を改めて論じたい。

註

(1) 拙稿「米沢市における「行者仏教」の一事例——行者の人生史と信者救済の諸相」『曹洞宗研究員研究紀要』第三五号(二〇〇五年)。

(2) 佐藤憲昭「カミサン的職能者とその依頼者について」『宗教學論集』第八輯(一九七七年)、石垣みき子「民間巫者と依頼者」『沖縄民俗研究』第四号(一九八三年)、池上良正「民間巫者信仰の研究」(未来社、一九九九年)一一一一二一年)。

(3) 堀毛一也、大橋英寿「沖縄における主婦の社会化過程とシヤーマニズム」『東北福祉大学紀要』第九卷第一号(一九八四年)。

(4) 例えは、杉浦健一「民間仏教研究の意義」『宗教研究』一〇

三号（宗教学紀要第五輯、一九三八年）、五来重「仏教と民俗

学』「仏教民俗」第一号（高野山大学歴史研究会、一九五二年）、

「仏教民俗学会趣意書」『仏教と民俗』第一号（仏教民俗学会、

一九五七年）。

(5) 一般生活者における「仏教」の実践や「仏教民俗」と呼ばれる

ような側面を対象とした研究は、戦前においてはそう多く

はなかつたけれども、戦後から仏教民俗学や民間信仰・民俗

宗論によつて展開し、二〇〇〇年以降には「生活の宗教」

としての日本仏教研究」がその中核となつてゐる。拙稿「日

本仏教の実態研究の変遷」『曹洞宗研究員研究紀要』第三六号

（二〇〇六年）参照。

(6) 「行者仏教」を提唱する長谷部八朗によれば、行者とは、「体

制仏教と民俗宗教との接触・交流の度合いが深まるにつれ、

その界域で活動し双方を連繫・架橋する中核的な役割を演じ

てきた」宗教者であり、具体的には、「講元・道場主、そして

結社・教会・寺院を主管する僧侶」や「僧俗の境界領域で生

きる僧職者であると同時に巫者性をも具えた「人物をあげて

いる。長谷部八朗「日本仏教と行者」「行者仏教」の世界】

『宗教研究』三三三号（二〇〇二年）九一頁。

(7) 山形県外の依頼者・信者の分布状況は、福島県7世帯、秋田

県1世帯、宮城県1世帯、石川県1世帯、茨城県2世帯、枥

木県3世帯、埼玉県4世帯、千葉県2世帯、東京都4世帯、

神奈川県3世帯、静岡県1世帯となつてゐる。

(8) 佐藤憲昭、前掲論文、一二八頁。石垣みき子、前掲論文、二

一一三頁。

「行者」とその依頼者・信者（徳野）

(9) 渡辺雅子「入信の動機と過程」「新宗教事典」（弘文堂、一九

九四年）二〇二一—二〇〇頁、同「家族危機との対応における

新宗教の意義——剥奪理論の検討」とおして「国際基督教大

学学報II B——社会科学ジャーナル」第一七号（一九七九年）。

(10) 拙稿「シャーマニズムと仏教寺院との関係——宮城県松島町

の事例を中心に」『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第三七

号（二〇〇四年）、沖縄における僧侶とシャーマン的職能者

とのコンクリフトについては、塩月亮子によつて報告されて

いる。塩月亮子「沖縄本島北部における仏教の浸透とシャー

マニズムへの影響」『宗教研究』三三五号（二〇〇三年）。

(11) 鈴木岩弓「民俗仏教にみる「死者」への祈り——遺影を手が

かりに」『日本仏教学会年報』（二〇〇五年）二二四—二二五

頁。